

議案第 20 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 4 日 提出  
木古内町長 鈴木 慎也

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(木古内町監査委員条例の一部改正)

第1条 木古内町監査委員条例(昭和53年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(木古内町簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正)

第2条 木古内町簡易水道事業の設置に関する条例(昭和42年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(木古内町病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 木古内町病院事業の設置等に関する条例(昭和43年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。